

令和7年度

第41回通常総会資料



令和7年5月

白川町国際友好協会

次 第

1. 議 事

議第1号 令和6年度白川町国際友好協会事業報告及び収支決算について

議第2号 令和7年度白川町国際友好協会事業計画（案）及び収支予算（案）
について

2. そ の 他

資 料 1 満蒙開拓平和記念館への視察について

資 料 2 協会設立40周年記念大会について

令和6年度 白川町国際友好協会事業報告書

	事業内容
【主催事業】	<p>○理事会（白川町役場） 6/4（火）</p> <p>○令和6年度通常総会 7/7（日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度 事業報告及び収支決算について ・令和6年度 事業計画及び収支予算について ・白川町・ピストイア市交流40周年記念 「白川町芸術文化祭コンサート」 <p>○英語検定受験会場受入事業 1/18（土）</p> <p>○会報「あくしゅ」発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白川町芸術文化祭コンサート ・黒川夏祭り 外国人住民の出店 ・英語検定事業 ・総会開催
【支援事業】	<p>○在住外国人との交流会 8/14（水）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黒川地区の夏祭りに(株)シラカワに勤務する外国人従業員が屋台を出店
【後援事業】	<p>○第26回パイプオルガン入門講座 7/13（土）～7/16（月祝）</p> <p>○パイプオルガンフォローアップ講座 5/18（土）、9/28（土）、11/30（土）、2/8（土）、2/9（日）</p> <p>○第39回白川・イタリアオルガン音楽アカデミー 8/21（水）～8/28（水） ピネスキー先生 オンライン指導</p> <p>○第25回パイプオルガンとみんなで歌おう 12/14（土）</p> <p>○パイプオルガンサマーコンサート 8/25（日）</p>

令和6年度 白川町国際友好協会会計決算書

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	収入済額	比較増減	摘 要
会 費	420,000	375,000	△ 45,000	・個人会員(120口×2,000円) 240,000 ・団体会員(27口×5,000円) 135,000
町 交 付 金	1,100,000	1,100,000	0	・白川町交付金
繰 越 金	808,473	808,473	0	
繰 入 金	0	1,000,043	1,000,043	
雑 入	527	36,343	35,816	・英語検定受験料 35,800 ・貯金利息等 543
合 計	2,329,000	3,319,859	990,859	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	予算額	支出済額	比較増減	摘 要	
会議費	総会費	200,000	130,408	△ 69,592	・総会開催費
	役員会費	10,000	7,741	△ 2,259	・幹事会、理事会開催費
事業費	交流事業費	400,000	10,000	△ 390,000	・交流会等負担金
	会報発行費	50,000	47,300	△ 2,700	・あくしゅ印刷代
	交流40周年記念事業	1,000,000	817,621	△ 182,379	・交流40周年記念事業 757,621 ・イタリア音楽家コンサート 60,000
	英語検定受験支援事業	50,000	44,800	△ 5,200	・英語検定検定料 35800 ・受験監督者謝金 9,000
	海外派遣事業費	10,000	0	△ 10,000	
	海外受入事業費	10,000	15,000	5,000	・ホームステイ受入謝金 15,000
事務費	通信費	70,000	68,222	△ 1,778	・郵便料等
	消耗品費	100,000	4,620	△ 95,380	・事務用消耗品等(事務手数料を含む)
繰出金	繰出金	0	1,000,000	1,000,000	
予備費	予備費	429,000	10,000	△ 419,000	・香典
合 計	2,329,000	2,155,712	△ 173,288		

収入合計 3,319,859 円

支出合計 2,155,712 円

差引残高 1,164,147 円 を次年度へ繰り越します。

基金の状況

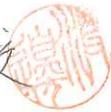
(単位：円)

区分	国際友好協会基金会計					備考
	R5年度末残高	貯金利子	取崩額	積立金	R6年度末残高	
S63年度積立	263,669	5			263,674	
H25年度積立	700,614	12			700,626	
H27年度積立	518,004	9			518,013	
R2年度積立	500,009	9			500,018	
R5年度積立	1,000,000				1,000,000	
R6年度取崩			△1,000,043		△1,000,043	
R6年度積立				1,000,000	1,000,000	
計	2,982,296	35	△1,000,043	1,000,000	2,982,288	

会計監査報告書

白川町国際友好協会事務局から提出された令和6年度の会計諸帳簿、証拠書類を精査したところ、その内容は明確にして適正なものと認めたので、ここに報告します。

令和7年 4月 28日

監事 渡邊昌俊 

監事 長尾弘巳 

令和7年度 白川町国際友好協会事業計画書（案）

	事業内容
【主催事業】	<p>○理事会（町民会館） 4/18（金）</p> <p>○令和7年度通常総会（書面開催を予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度 事業報告及び収支決算について ・令和7年度 事業計画及び収支予算について <p>○英語検定受験会場受入事業 1月中旬</p> <p>○会報「あくしゅ」協会設立40周年記念号の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年ピストイア市派遣参加者の寄稿（S62～H29 15回） ・イタリアからの寄稿（ルカ・トッリジャーニさん）
【記念事業】	<p>○満蒙開拓平和記念館への視察</p> <p>目的：会員相互の親睦と歴史文化理解 日程：令和7年9月27日（土）予定 行程：満蒙開拓平和祈念館 視察 外</p> <p>○協会設立40周年記念大会</p> <p>目的：芸術音楽分野の発展交流に寄与した故辻宏氏の功績を讃え、契機となったイタリア国際交流の礎を記念する催事を行う。 日程：令和7年9月20日（案） 内容：辻宏氏の没後20年に合わせた展示 パイプオルガンを地域資源としたイベント開催</p>
【支援事業】	<p>○在住外国人との交流会 開催日未定</p>
【後援事業】	<p>○第27回パイプオルガン入門講座</p> <p>○パイプオルガンフォローアップ講座</p> <p>○第40回白川・イタリアオルガン音楽アカデミー 8月中旬 メニケッティ先生</p> <p>○第26回パイプオルガンとみんなで歌おう 12月上旬</p> <p>○パイプオルガンサマーコンサート 8月下旬</p> <p>○アカデミー第40回記念式典 8月下旬</p>

<p>【その他】</p>	<p>○会員の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員の拡大を図るため、協会の活動・趣旨をまとめたチラシをつくり宣伝、広報を行う。
<p>【助成事業】</p>	<p>○海外研修等に対する助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員が3日以上海外研修もしくは海外旅行をする場合、町の特産品等のお土産購入費として使える※地域振興券5,000円分か海外のお土産5,000円程度のギフト券を進呈する。(※令和7年7月以降はShiRaCaギフトカードを進呈する。) <p>(助成対象及び回数)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 白川町国際友好協会の会員となって1年以上経過する者 2. 会員本人のみで、家族は対象としない 3. 助成は1名につき年1回とする。(法人も年1回) 4. 法人会員については、法人の代表者もしくは、法人会員関係者で代表者が指定した者 <p>(申請方法)</p> <p>申請書に受け入れの概要がわかる書類を添付して事務局へ提出する。</p> <p>○ホームステイ受け入れに対する助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外からのホームステイを受入れるホストファミリーに対し、受け入れに係る費用の一部を助成する。 <p>(助成対象及び回数)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 白川町国際友好協会の会員となって1年以上経過する者 2. 会員本人がホストファミリーとなる場合のみ対象とする 3. 滞在期間に関わらず、受け入れる人数1人あたり5,000円分の※地域振興券を進呈する。(※令和7年7月以降はShiRaCaギフトカードを進呈する。) <p>(申請方法)</p> <p>申請書に受け入れの概要がわかる書類を添付して事務局へ提出する。</p> <p>○英語検定受検会場受入事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内児童・生徒が英語検定を受検する場合に、その会場を確保・運営するための調査・検討を行う。

令和7年度 白川町国際友好協会収支予算書(案)

(収入の部)

(単位:円)

科 目	前年度予算額	予 算 額	比較増減	摘 要
会 費	420,000	391,000	△ 29,000	・個人会員(128口×2,000円) 256,000 ・団体会員(27口×5,000円) 135,000
町 交 付 金	1,100,000	400,000	△ 700,000	・白川町交付金
繰 越 金	808,473	1,164,147	355,674	
繰 入 金	0	0		
雑 入	527	553	26	・貯金利子
合 計	2,329,000	1,955,700	△ 373,300	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	前年度予算額	予 算 額	比較増減	摘 要	
会議費	総会費	200,000	0	△ 200,000	
	役員会費	10,000	10,000	0	
事業費	交流事業費	400,000	400,000	0	・在住外国人との交流会 400,000
	会報発行費	50,000	50,000	0	・あくしゅ 2,800部 50,000
	協会設立40周年記念事業費	1,000,000	1,000,000	0	・満蒙開拓団平和記念館への視察 400,000 ・協会設立40周年記念大会 600,000
	英語検定受験支援事業費	50,000	50,000		・英検会場使用料、謝金 50,000
	海外派遣事業費	10,000	10,000	0	・ピストイア市青少年派遣助成金 0 ・海外研修等助成金 10,000
	海外受入事業費	10,000	10,000	0	・海外受入等助成金 10,000
事務費	通信費	70,000	70,000	0	・郵便料等
	消耗品費	100,000	100,000	0	・事務用消耗品代
積立金	積立金	0	0	0	・基金への積立(40周年記念事業)
予備費	予備費	429,000	255,700	△ 173,300	
合 計	2,329,000	1,955,700	△ 373,300		

白川町国際友好協会規約

(名称)

第1条 本会は、白川町国際友好協会(以下「協会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協会は、世界の人々と教育・文化・産業及び経済など、あらゆる分野の交流を通して相互に理解を深め、町民の国際意識の高揚に努めるとともに、平和な国際社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 国際交流に関する事業の計画及び実施
- (2) 国際交流に関する資料及び情報の収集・提供
- (3) 会員の研修及び会員相互の交流事業
- (4) その他国際交流の推進に必要な事業

(会員)

第4条 協会の会員は、第2条の目的に賛同する個人会員及び法人会員(会社・組合・各種団体)とする。

(役員)

第5条 協会に、役員として理事(25名以内)及び監事(2名)を置く。

2 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

(会長及び副会長)

第6条 理事の中から会長(1名)及び副会長(若干名)を総会において選任する。

(顧問)

第7条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て推戴する。

(任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後であっても、後任者が選任されるまでの間その責めを負う。

(職務)

第9条 会長は、協会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順位によって会長の職務を代理する。

3 理事は、協会の運営に関し任務を分担する。

4 監事は、経理の状況を監査する。

(会議)

第10条 協会の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第11条 総会は、通常総会及び臨時会とする。

2 通常総会は、年1回会長が招集し、臨時会は、理事会の決定を経て会長が招集する。

3 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事
- (3) 規約の改正に関する事
- (4) 役員を選任に関する事
- (5) その他理事会が必要と認めた事項に関する事

(理事会)

第12条 理事会は、会長が必要に応じて招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項に関する事
- (2) 第3条の事業推進及び予算の補正に関する事
- (3) 基金の運用に関する事
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事

(付属機関)

第13条 協会は、必要に応じて常設又は臨時の委員会及び部会を設置することができる。

(会費)

第14条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員年額1口2,000円(1口以上)
- (2) 法人・団体等年額1口5,000円(1口以上)

(経費)

第15条 協会の経費は、会費、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(基金)

第16条 協会は、事業の円滑な運営に資するため、資金を積み立てる基金を設置することができる。

(会計年度)

第17条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事業及び会計報告)

第18条 会長は、毎会計年度における事業報告並びに収支決算書を作成し、監事に提出しなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、遅滞なくこれを監査し、意見を付して総会に報告しなければならない。

(解散)

第19条 協会は、総会の議決によって解散する。

2 解散による財産の処分は、総会の議決によって行う。

(事務局)

第20条 協会の事務を行うため、白川町役場内に事務局を置く。

(その他の事項)

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成7年5月12日から施行する。
- 2 白川町ピストイア市友好協会規約は、廃止する。

附 則

- 1 この規約は、令和2年6月12日から施行する。

